

選択的夫婦別姓のための民法改正に反対する意見書(案)

民主党を中心とした新政府は、選択的夫婦別性の実現のために民法を改正する法案を次期通常国会にも提出しようとする動きがある。

選択的夫婦別姓は民主党の党是といえるもので、衆院選マニフェストのもととなった民主政策集「INDEX2009」に、「選択的夫婦別姓の早期実現」が掲げられている。フリードリヒ・エンゲルスは、1884年に著した「家族・私有財産制度・国家の起源」の中で、“資本主義社会を崩壊させ、社会主義国家を実現するための最も有効な手段として、社会生活の最小単位である「家族」を崩壊させ、私有財産制度を消滅させる。”としている。

民主党中心の政府は、「夫婦別姓、子供も別姓」となる選択的夫婦別姓制度導入により、家庭崩壊が叫ばれて久しい日本社会の家族に、とどめの一撃を加えようとしている。「夫婦も別姓、子供も別姓」社会は、まさしく「国親思想」、「子供は国家のもの」とする社会主義・全体主義国家である。「子供は国家のもの」とする社会主義・全体主義国家の発現の典型例が、ポルポト政権下のカンボジアで行われた大量虐殺である。国家が子供に親殺しを命じた結果が、あの大量虐殺であった。

わが国は、個人主義の行き過ぎによる弊害を避け、共同体のなかでそれぞれの役割を持ち分け、そのうえで個人を尊重するという社会風土を培ってきた。これは、家族、地域共同体、国家、ひいては地域共同体の構成員たる人間に必要な信念であり、人類共存の途を拓くものである。

よって、国会及び政府においては、本来極めて特定の勢力による主張に、ただ形だけ安易に同調することなく、人類、地域、国家の成り立ちを十分に考察し、選択的夫婦別姓のための民法の改正を行わないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月 日

千葉県議会議長

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、法務大臣)